

令和8年 第1回留寿都村農業委員会総会議事録

1. 開催年月日 令和 8年1月28日
2. 開会時刻 午後 4時00分 開会
3. 閉会時刻 午後 4時21分 閉会
4. 開催場所 留寿都村役場第1会議室
5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	大友清光	6	石井功	11	吉本康朗
2	高田勝	7	今井稔		
3	西原達也	8	西原敏		
4	佐々木直樹	9	合田和弘		
5	吉川明美	10	佐竹功次		

6. 欠席委員 欠員なし
7. 会議規則第12条第3項の規定により出席した者の職氏名
事務局長 高崎 貴明
主 事 鎌田 晃也
8. 総会の議案 別紙のとおり。
9. 発言の要旨及び議事の概要
 - (1) 吉本会長が席につき議事を進行する。
 - (2) 会期を本日1日限りと決定する。
 - (3) 議事録署名委員に、5番吉川委員、6番石井委員を指名する。
 - (4) 発言の要旨は別紙のとおり。

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>只今から令和8年第1回留寿都村農業委員会総会を開会致します。直ちに会議に入ります。本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、総会を開会いたします。それでは、開会に当たりまして、吉本会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議 長	<p>(挨拶)</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名については、会議規則第9条の規定に基づき、5番吉川委員、6番石井委員を指名します。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、決定いたします。</p> <p>日程2、会期の決定については本日1日限りとしたいが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定します。</p> <p>それでは、日程3、議案第1号について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号につきましては、農地等に係る意見価格についてとなっております。議案の3頁をご覧ください。</p> <p>本件は、毎年税務署より求められている地価事情精通者の意見価格についてであります。</p> <p>評定基準日については、令和8年1月1日時点となっております。所在・位置につきましては、昨年度と同じ場所になります。村内3ヶ所、田、畑、山林から抽出されています。</p> <p>位置図につきましては、4頁から6頁のとおりです。</p> <p>意見価格の考え方としまして、本農業委員会においては、農地の売買実例等から不動産価格についての価格上昇は生じてないこと、また、総務課税務室で行う評価替えは3年毎（前回は令和6年1月1日）としており、本年においては経過年となっているため、総務課税務室と相談の上、前年と同額を意見価格として設定しております。</p> <p>再度議案の3頁をご覧ください。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

	<p>それではお諮りします。議案第1号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは議案第1号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程4、議案2号について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号につきましては、合意解約の案件となっております。議案の8頁をご覧ください。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、お諮りします。議案第2号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは議案第2号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程5、議案第3号について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請の案件です。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、No.2について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>No.2について説明いたします。</p> <p>再度議案の13頁をご覧ください。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、お諮りします。議案第3号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは議案第3号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程6、決議第1号について事務局より説明を求めます。</p>

事務局	<p>決議第1号につきましては、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議となっております。議案の17頁をご覧ください。</p> <p>本件につきましては、令和元年度に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」が実施され、当該決議の趣旨に則り、留寿都村農業委員会においても毎年申し合わせ決議を実施するところです。</p> <p>それでは、議案の17頁をご覧ください。</p> <p>農業委員は、特別職の公務員となっておりますので、高い倫理観を持ち、法令に則り公平・公正に農地制度を運用する事、個人情報保護を徹底することとなっております。</p> <p>申し合わせ事項としては、1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。となっております。</p> <p>なお、1の議事参与の制限とは、農業委員自身又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参加できないという趣旨の規定であります。また議事録については、事務局にて毎月、村のホームページに掲載しております。</p> <p>令和4年の法改正により個人情報保護もさらに厳格化している状況ですので、委員の皆さまにおいては、当該事項を遵守の上職務にあたっていただきたく、決議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。 (なしの声)</p> <p>それではお諮りします。決議第1号について、原案どおり決定してよろしいか。 (異議なしの声)</p> <p>それでは決議第1号を原案どおり決定いたします。</p> <p>本日、予定した案件は全て終了いたしました。皆さんから何がございませんか。(特になしの声)</p> <p>それでは、事務局から諸般の報告を願います。</p>
事務局	<p>諸般の報告をいたします。 (資料を基に報告)</p>
議長	<p>その他、なければ以上をもちまして、令和8年第1回留寿都村農業委員会総会を終了いたします。</p>

以上、議事録をもって顛末とする。

閉 会 午後 4時21分